

岐阜県オースキー病防疫対策要領が 一部改正されました

国のオースキー病防疫対策要領の一部改正に伴い岐阜県オースキー病防疫対策要領も改正され、特に以下の点が変更になりました。

県外からの豚の導入について

- ・導入豚及び精液は、清浄段階の地域から導入してください。
- ・家畜保健衛生所に導入2週間前までに導入計画書を提出して下さい。
- ・導入時の抗体検査陰性証明書の携帯が不要になります。
- ・導入2週間後の抗体検査が不要になります。
- ・導入豚は、導入後3週間の隔離観察を実施してください。

※やむを得ず、清浄地域以外から豚を導入する場合
以下2点の書類を提出していただき導入の可否を協議します。

- ①導入計画書
- ②導入元農場で野外ウイルス感染豚が確認されていない事とワクチン接種を実施していない事を示す書類

導入可となった場合、抗体検査陰性証明書(導入前2週間以内に実施)を携帯し導入2週間後に抗体検査を実施します。

※清浄地域について不明な場合は、家畜保健衛生所にご相談ください。

中央家畜保健衛生所

6月12日以降移転します。

岐阜市柳戸1-1

TEL: (058)201-0530 FAX: 73-0531

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp

(6月12日以前の連絡先
TEL:(0584)73-1111 FAX:(0584)73-4422)